

金融市場での存在感増す仮想通貨

◆日本、世界に先駆けて仮想通貨交換業者の登録制度開始

日本は、資金決済法改正により、世界に先駆けて仮想通貨を、「電子的に記録された『財産的価値』であり、不特定多数間での決済、売買、交換できる機能を持つもの」と定義し、2017年4月から仮想通貨と法定通貨との交換を行う取引所の登録制を導入した（17年12月現在16社が登録）。

法的な整備もあり、日本ではビットコインを代表とする仮想通貨の取引が活発化している。金融・経済情報を提供するモーニングスター社の仮想通貨サイトには時価総額上位100通貨が掲載されている。

仮想通貨（時価総額上位3通貨：18/1/11）

仮想通貨名	時価総額
ビットコイン	約25兆円
イーサリウム	約12兆円
リップル	約8兆円

時価総額トップのビットコインは、17年12月には一時1ビットコインが200万円を超えるなど年間で約20倍上昇、その後急落（18/1/11日現在約150万円）するなど、激

しい値動きとなっている。合わせて、行政に寄せられる仮想通貨に対する苦情・相談等の件数も増加している。

主な相談事例（消費者庁「仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！」より）

- ・仮想通貨を購入したが、購入先から購入が完了したというメールが来ない。
- ・1000万円で仮想通貨を購入し海外の投資サイトに預けたが、閉鎖されてしまった。
- ・仮想通貨の口座に不正アクセスされ全額盗まれたが取引所が補償してくれない。

こうした状況に対し、金融庁は8月、「仮想通貨モニタリングチーム」を設置、仮想通貨に関する実態把握を行い、現状では、当初想定した支払決済手段ではなく投機目的で取引されていること、投機が価格急上昇に主に寄与しているなどの注意喚起を行っている。

税制についても対応が進みつつある。消費税に関しては、外貨と同様に非課税となっている。所得税については、国税庁が17年12月、「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」を公表、仮想通貨を売却または使用することにより生じる利益について、雑所得に区分され、20万円以上の所得がある場合は、所得税の確定申告が必要になるとし、具体的な計算方法等について紹介している。

◆模索される仮想通貨発行による資金調達（ICO）への規制

取引が活発化するなか、仮想通貨が新たな資金調達手法として注目されている。企業等が資金の使い道やプロジェクトを掲げ、電子的にトークン（証券＝新たな仮想通貨）を発行して資金調達を行うICO（Initial Coin Offerings）と呼ばれる手法である。報道によれば、17年は全世界でICOによる資金調達は40億ドルを超えたとされる。日本でも17年秋、仮想通貨取引所を運営する企業による100億円超のICOの事例が2件報道されている。

一方でICOのような資金調達は従来の金融規制では想定されていなかったことから、詐欺などの犯罪の温床ともなっており、中国などでは投資家・消費者保護の観点から、17年9月に禁止令を出している。米国の証券取引委員会（SEC）もICOは「有価証券」の募集に該当する場合があるとして、9月から本格的な取り締まりを進め、12月には複数の事案を取り上げ、異なった対応を行った。例えば、Plexcoinと称するトークン発行に対しては、高率の配当を騙った詐欺的な「投資契約」だと認定し、集めた資金を没収、民事制裁金の賦課を命じる厳しい対応を行った。これに対し、レストラン評価アプリのICOに対しては、SECによる登録を受けずに行われたとして排除措置命令は出したものの、ただちに募集活動を停止したことなどから、民事制裁金賦課などの厳しい制裁は課されなかった。

投資家に対する注意喚起を行いつつ、詐欺的な行為に対しては厳しく対応する一方で、新たな金融技術の発展を促す姿勢がみられる。日本でも、金融庁がICOは仮想通貨に該当するとして、規制対象であることは明らかにしたが、具体的に規制する条文はない。ICOの健全な成長を促すためにどのような規制が必要か模索する状況が始まった。

◆日本のメガバンクもデジタル通貨の発行を計画

日本のメガバンクも18年に独自のデジタル通貨を発行すると報道されている。みずほフィナンシャルグループのJコイン、三菱UFJフィナンシャルグループのMUFGコインである。現時点では、仮想通貨の中核技術であるブロックチェーン（分散型台帳）技術を利用しているのか、中国で普及しているアリペイなどと同様の電子マネーによる口座振替方式なのかは明らかではないが、日本でもキャッシュレス化が進むことが期待される。

【松尾隆】